（都道府県支部会議交付金申請書）

IKI・IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ都道府県支部会議交付金申請書

　ＵＡゼンセンIKI・IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ　会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請日　20　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| IKI・IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ　　　　　支部　事務局長　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 区　分 | 会議交付金（総会・幹事会・規則第34条第4項に基づく諸会議）行事交付金（　　　　　）　 |
| と　き | 20　　年　　　　　月　　　　　日　～　　　月　　　　　日 |
| 開催場所 |  |
| 参加費 | 日帰り・宿泊　　　　　　円（主な参加者としての参加費） |
| 参加者 | 総会、幹事会、行事、諸会議　会員　　　　　　名　支部事務局　　　名（本部　　　　　　名）　計　　　　　　　名 |
| 交付金 | 総会（支部会員数　　　　名）　2,000円×　　名＝　　円　固定額　　　　　　　　円　合計　　　　　　　　　円 | 幹事会、行事　2,000円×　　　名＝　　　　円規則第34条第4項に基づく諸会議　2,000円×　　　名＝　　　　円 |
| 振込口座 | 金融機関 | （フリガナ）　　　　　　　　　　　銀行・金庫　　　　　　　　本店・支店 |
| 口座番号 | 普通・当座 |  | 名義 | （フリガナ） |
| 本　部記入欄 | 受付 |  | 承認 |  | 処理日 | 20　　年月　　　日 |

（注）１．添付書類　参加者名簿、報告・議案書、決定事項、行事内容

　　　２．総会へのIKI・IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ本部からの出席者への交付金はありません。

　　　３．支給基準は裏面をご参照ください。

IKI･IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ2021年度第１回実行委員会（2020年10月30日）確認

**IKI･IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ交付金支給基準**

IKI・IKIﾗｲﾌｸﾗﾌﾞ交付金の支給基準はつぎのとおりとする。

１．交付金の種類

（１）会員数交付金

毎年6月末および12月末の会員数に応じて会員数交付金を交付する。

 6月末会員数×125円を毎年 7月に交付する

 12月末会員数×125円を毎年 1月に交付する

（２）会議交付金

１）総会交付金

総会交付金＝2,000円×参加人数（会員以外の来賓、本部役員を除く）＋固定額

支部会員数 　　　　限度 固定額

100名まで 　　　　　　　　20名分　１万円

101名から　300名まで 30名分　2万円

301名から　500名まで 45名分　3万円

501名から1,000名まで 60名分　4万円

1,000名以上 　　　　80名分　5万円

２）幹事会交付金

　　　幹事会交付金＝2,000円×参加人数（会員以外の来賓、本部役員を除く）

※総会当日の幹事会には重複支給しない。人員限度は40名、年4回までとする。

３）規則第34条第4項に基づき設置された都道府県支部の会議への交付金

規則第34条第4項に基づき設置された都道府県支部の会議の開催時に参加者1名につき2,000円を支給する。支給は年間で2回、のべ10名分を限度とする。

（３）行事交付金

行事交付金＝2,000円×参加会員（会員以外の来賓、本部役員を除く）

 会員数　　　　　　　　　年間（7月1日～6月30日の間）延人員の限度額

100名まで 　　　　20名分

101名から　300名まで 30名分

301名から　500名まで 50名分

501名から1,000名まで 80名分

1,000名以上 　　　　100名分

※　総会、行事の条件

　　　　総会および行事については、日帰りの場合は1,000円以上、宿泊の場合は3,000円以上を参加者が負担することを条件とし、参加した都道府県支部事務局、事務担当者分を含めて支給する。

（４）年間とは7月1日から翌年6月30日までの間

２．支給基準の実施

　 本支給基準は2020年10月30日から実施する。

※これまでの交付金支給基準との主な変更点

　①　会員数交付金は1人100円を250円に変更

　②　規則34条第4項（支部単位の諸会議）の明文化

　③　ブロック会議交付金の廃止

　④　地方退職者連合諸会議出席補助の廃止